

(公 印 省 略)  
令和3年6月15日

留守家庭児童育成室  
ご利用の保護者 各位

猪名川町生活部こども課

### 留守家庭児童育成室の利用について

育成室における新型コロナウイルス感染症対策について、下記のとおりご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況によっては急きょ対応を変更することもあります。ご理解いただきますようお願いいたします。

また、ご家庭で保育が可能な場合は、感染防止のため、育成室を利用せずに各家庭での保育にご協力くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 健康観察記録表について

春休み・夏休み・冬休み期間中、登室前にご家庭にて検温し、別添の健康観察記録表に体温や咳の有無についてご記入のうえ、登室時に育成室へ提出してください。学校始業後は、各学校で「健康観察カード」により確認されますので、育成室への健康観察記録表の提出は不要です。

#### 2 コロナウイルス感染症対策にかかる休所届の提出について（7月・8月・9月分）

感染予防および感染拡大予防の観点から、特例として休所を3カ月の間認めますので、希望される方は、こども課または各育成室へ育成室休所届をご提出ください。また、休所届提出後に休所期間の延長を希望される場合は、こども課までご連絡ください。

用紙は同封しておりますが、こども課窓口・各育成室やHPにも掲載しております。

なお、提出期限は、休所希望月の前月末までとなります。（例：7月休所希望の場合、6月30日までに提出）電話連絡での期限も同様としますのでご注意ください。

#### 3 感染予防について

- (1) 手洗い・手指消毒や咳エチケットの指導を徹底します。
- (2) 多くの学童が手を触れる箇所は、適宜、清掃・消毒を行うなどして衛生環境を良好に保ちます。
- (3) 集団感染の予防のためには、「①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集すること、③近距離での会話や発声」の3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要であることを踏まえ、育成室においては以下のような対応を行います。

##### ア 換気の徹底

育成室等のこまめな換気を実施します。入室中は2方向の窓を同時に開けます。

※温度調節のため、必要に応じて脱着しやすい防寒着等の準備をお願いいたします。

#### イ 大声での発声をしない

感染症のリスクを考え、大声での発声をしないよう指導します。

#### ウ マスク着用の徹底

育成室利用中もマスクの着用を徹底します。ただし、息苦しさを感じたり、熱中症が懸念される場合はこの限りではありません（マスクを外すときは1～2mの間隔をあけ、ソーシャルディスタンスを守ります）。

長期休暇時は予備のマスクも含め、必ずマスクを持たせてください。

※手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等に掲載されています。参考にしてください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

#### 4 育成室の臨時閉室の判断について

児童やそのご家族、教職員等の感染が判明し小学校が臨時休校した場合は、原則として育成室も臨時閉室とします。また、育成室職員の感染が判明した場合においても、関係機関と十分協議の上、同様の措置をとります。

《問合せ先》 猪名川町生活部こども課（留守家庭児童育成室担当）  
〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1  
TEL:072-768-8720